

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト推進事業
ロゴマーク等制作業務委託 仕様書

1 業務名

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト推進事業ロゴマーク等制作業務委託

2 業務目的

令和8・9年度の「西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト」の実施に向け、同プロジェクトの認知度向上や情報発信を図り、官民一体となったプロモーションを推進するため、ロゴマーク等を制作するもの。

3 業務期間

契約日～令和7年12月26日（金）

4 業務内容

(1) ロゴマーク・キャッチコピーの制作

- ① ロゴマーク・キャッチコピーのデザインコンセプト
- ② ロゴマーク・キャッチコピー
 - ア ロゴマークのみ
 - イ キャッチコピーのみ
 - ウ ロゴマーク・キャッチコピーを合わせたデザイン
- ③ ロゴマーク・キャッチコピーにかごしま観光PRキャラクター「西郷隆盛」を配したデザイン

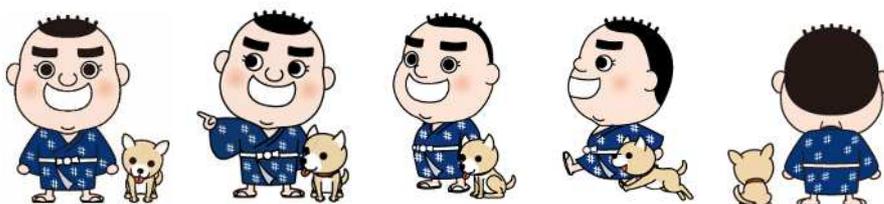
【かごしま観光PRキャラクター「西郷隆盛」の使用について】

- ・ イラストの使用に当たっては、以下サイトに掲載しているイラストデータを使用し、本業務での使用に限り、申請は不要とする。
- ・ キャクターのイメージを大きく損なわない範囲での一部加工・改変（体の動き・表情・反転など）は可能とする。

【かごしま観光PRキャラクター「西郷隆盛」URL】

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kan-suishin/saigoudon2.html>

【参考：西郷隆盛イラスト（抜粋）】



【留意事項】

- ・ ロゴマーク及びキャッチコピーは、第三者の著作権や商標、その他権利を一切侵害しないものであること。
- ・ 最終デザインは、市と協議の上決定する。

(2) ロゴマーク・キャッチコピー発表用パネル制作

ロゴマーク・キャッチコピー発表用パネルをデザインし、本市と協議の上制作する。

① サイズ 2.0m×1.5m程度

※発表については、屋外でパネルスタンド等を利用予定

② 枚数 1枚

(3) デザインガイドラインの作成

デザインガイドラインの作成に当たっては、本市と協議の上決定する。

【ガイドラインの必須項目】

- ・ デザインコンセプト
- ・ ロゴマーク表示色の指定（カラー/モノクロ含む）
- ・ キャッチコピー表示色の指定（カラー/モノクロ）
- ・ 表示色と背景色の関係
- ・ 余白（アイソレーションエリア）の設定
- ・ 最小使用サイズの設定
- ・ ロゴマーク及びキャッチコピーの組合せ
- ・ ネガティブ（反転）表示パターン
- ・ 禁止事項の設定
- ・ その他必要な事項

5 成果物及び納品期限

(1) 成果物

- ① 制作したロゴマーク及びキャッチコピーのデザインに係る電子データ1式
（Illustrator ver.cc・jpeg形式等）
- ② デザインガイドラインの電子データ及び紙媒体1部
- ③ ロゴマーク・キャッチコピー発表用パネル1枚

(2) 納品期限

令和7年10月17日（金）

(3) 納品場所

鹿児島市観光交流局観光戦略推進課

6 成果物の利用及び著作権

- (1) 成果品に対する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利については、鹿児島市に帰属するものとする。
- (2) 鹿児島市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作人格権を主張しないものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。
- (4) 第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする

7 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、同様とする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、随時スケジュール及び進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、鹿児島市と十分協議の上決定する。
- (3) 本業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と鹿児島市の協議により決定する。